

自動振替日（再振替日）に共済掛金のご用意が間に合わなかった場合、

① コンビニもしくはペイジーにてお支払いいただけます。



残高不足により再振替日に当 J A 口座からの自動振替が行えなかった場合、「ペイジー・コンビニ振込票」を送付いたします。

記載の期日までにコンビニまたは金融機関の A T M もしくは窓口にお立ち寄りいただきお支払いをお願いいたします。

* 傷害共済については、対象外となります。また、ご利用には所定の条件がございます。

* ペイジーのお取扱い有無ならびにお支払い方法は金融機関により異なります。

* 金融機関窓口において、現金で10万円を超えるお取引は、法令により本人確認書類の提示などの「お取引時確認」が必要です。本人確認書類をお持ちください。（共済契約者以外によるお取引は、共済契約者とお来店者両方の本人確認書類が必要です）

② J A キャッシュカードによるデビットカード払いもしくはクレジットカードによるお支払いも可能です。

<各共済地区センター窓口のみのお取り扱いとなります>

* デビットカード払いとは、キャッシュカードを専用機器にとおす（暗証番号必要）ことにより、口座から即時で引き落とす方法です。ご利用には所定の条件がございます。

* デビットカード払いは火災共済、傷害共済については対象外となります。

* デビットカードは発行金融機関や個人の設定により上限額が異なります。

自動振替でのお取引ができますよう、必ず振替日の前日までに共済掛金を指定口座へご入金ください

< 自動振替日 > 月払いは毎月、年払いはご契約月の以下の日程です。

共済種類	振替日	再振替日
生命・建物	21日	翌月10日 ※ 左記日程による振替ができなかった場合のみ
自動車	25日	
火災・傷害	25日	

※ 共済掛金の口座振替に当 J A 口座をご指定されている場合の振替日になります。

※ 生命は、生命総合共済（平成6年4月1日以降）、養老生命共済、終身共済、こども共済、年金共済をさします。

令和4年6月より、自動振替日以外に当 J A 口座から共済掛金の引き落としを行う場合は通帳・お届け印および所定の手続きが必要となります。お手数料をお掛けしますがご用意ください。



* 共済地区センターの内、茅野第2地区センター（仲町会館内）につきましてはお取扱いがございませんのでご注意ください。



J A 共済では、コンプライアンス強化の観点から、現金を取り扱わない「キャッシュレス手続き」をお願いしています。

口座振替、またはペイジーもしくはコンビニにてお支払いいただけますようお願い申し上げます。

詳しくはお近くの共済地区センターまでお問い合わせください。



茅野第1地区センター（茅野北部支所内） ☎0266-72-2191

茅野第2地区センター（仲町会館内） ☎0266-73-8825

原・富士見地区センター（原村支所内） ☎0266-79-2521

原・富士見地区センター（富士見町中央支所内） ☎0266-61-1370

岡谷・下諏訪地区センター（岡谷支所内） ☎0266-21-7225

岡谷・下諏訪地区センター（下諏訪支所内） ☎0266-27-0804

諏訪地区センター（諏訪中央支所内） ☎0266-57-2235